

「下水道排水設備指定工事店」新規登録・更新登録を受け付けます

町では、下水道排水設備工事の適正な設計・施工を目的として、指定工事店制度を設けています。今年度も新規登録・更新登録の申請受付を次のとおり行いますので、希望される方は期限厳守でお申し込みください。

※更新登録手続きを行わない場合、資格が無効となりますので、ご注意ください。

【新規登録】

- 申込期限 随時受付
- 指定有効期間 平成27年4月1日から5年間
- 主な指定要件 ①「下水道排水設備責任技術者」が1人以上専属していること
②福島県内に営業所があること
- 手数料 5,000円

【更新登録】

- 対象 平成27年3月31日で期間満了の工事店
- 申込期限 平成27年1月19日(月)～1月30日(金)予定
- 指定有効期限 平成27年4月1日から5年間
- 手数料 3,000円

☎ 上下水道課 事業係 ☎ (44) 5152

新成人の皆さんへ 20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

国民年金のポイント

◎将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

◎老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。

また、遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

★「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

★「若年者納付猶予制度」

学生でない30歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

☎ 保健福祉課 国保年金係 ☎ (44) 2300 内線914

平成27・28年度矢吹町入札参加資格審査申請受付について

町発注の〔建設工事〕、〔測量・調査・設計〕、〔製造〕、〔物品・役務提供等〕に係る入札に参加を希望される場合は、予め入札参加資格審査を受け「矢吹町工事等請負有資格業者登録名簿」に登録する必要があります。

町では、平成27・28年度入札参加資格の本登録受付を下記の日程で行いますので、登録を希望される方は、下記により申請書を提出してください。なお、白河市及び西白河郡管内に支店若しくは営業所がある場合には、登録営業所等調書、店舗の平面図及び写真並びに見取図を提出しなければなりませんのでご注意ください。（平成25年2月の本登録、平成26年2月の追加登録及び随時登録で申請されている方も、平成27年5月31日をもって有効期間満了となりますので、再度申請が必要となります。）

1. 受付期間 平成27年2月2日(月)～2月27日(金)
(土・日・祝日を除く、平日の午前8時30分～午後5時)
2. 申請方法 持参及び郵送（郵送の場合は平成27年2月27日(金)必着）
※郵送は、県外業者のみ可。
※県外業者とは、県外に主たる営業所（本社、本店）がある申請者。
3. 提出先及び問合せ先 矢吹町役場 総務課 管財契約係
住所 〒969-0296 福島県西白河郡矢吹町一本木101
電話 0248(42)2111(直通)
※受付期間中は、矢吹町役場3階の第3会議室にて受付を行います。
4. 提出書類 平成27・28年度矢吹町工事等入札参加資格審査申請書提出要領をご覧ください。
※要領は矢吹町ホームページに掲載しております。また、申請書様式は、ホームページよりダウンロードできます。
5. 提出部数 正本1部
6. 資格の有効期間 平成27年6月1日～平成29年5月31日の2年間

☎ 総務課 管財契約係 ☎ (42) 2111(直通)

矢吹町内農産物等の放射性物質検査結果のお知らせ

矢吹町放射能測定センターで測定しました町内農産物と井戸水の放射性物質の検査結果は、次のとおりです。

測定は予約制となっておりますので、事前に申し込みをしてください。(電話29-8741)なお、測定できるものは一般流通物を除く、農産物・井戸水・農業用培土等で、測定には1kg、きのこに限り500gからの検体が必要です。

食品衛生法に規定する基準値	セシウム134、137合計値	区分	平成24年4月～
		飲料水	10ベクレル
		一般食品	100ベクレル

(検査日：平成26年11月5日～12月4日 総数：118件) 単位：ベクレル (Bq/kg)

種類	検体名	検体数	セシウム134	セシウム137	検体採取地
菌茸類	シイタケ(原木)	1	9.3	42.7	中丸地区
その他	ウサギ肉	1	137.0	397.0	田内地内

以下の農作物等是不検出となっております。

【野菜】カブ・キンジソウ・ゴボウ・サツマイモ・サトイモ・シュンギク・ショウゴインカブ・ダイコン・ナガイモ・ナガニンジン・ニンジン・ネギ・ハクサイ・ハヤトウリ・ピーマン・ハウレンソウ・ミズナ・ミニトマト・ヤマイモ・レタス 【果樹】カキ・カリン・キウイ 【穀類】アオマメ・アズキ・キントキマメ・クラカケマメ・クロマメ・ゲンマイ・ササギマメ・ダイズ・ハクマイ・パンダマメ 【農産加工物】イモガラ・ホシイモ・ホシガキ
【その他】ギンナン・エゴマ・シジミ

☎ 産業振興課 農政係 ☎ (42) 2115